第２期
東吉野村
子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

東 吉 野 村

はじめに

本村の高齢化は進み６５歳以上の割合は５０％を超え深刻な問題となっております。

過疎化・少子高齢化といった課題に真正面から取り組み、東吉野村第３次基本構想や東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略のもと平成２６年度から若者の移住定住施策としてクリエイティブヴィレッジ構想を推進し、空き家バンク等を通じて令和２年１月末現在で３７組７６名の子ども・若者の移住が実現できたところです。

子どもたちは村の宝であり、村の次代を担う貴重な人材であることから、子育て支援の充実を図り、小規模自治体の特色を生かしたこども園、小学校、中学校の連携教育にも力を入れ教育の振興に取り組み、この村で子育てがしたいと感じてもらえ、若者の移住定住に繋がる施策を進めております。

平成２７年４月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、本村においても子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき「東吉野村子ども・子育て支援事業計画」を策定し「育てる喜びと育つ喜びを実感できる東吉野村」を基本理念として進めてまいりました。

この度、第１期計画期間を終えることから内容を見直し「第２期東吉野村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

全身全霊を傾けて村の発展・躍進を図ってまいりたいと考えておりますので、今後も皆さまの一層のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、「東吉野村子ども・子育て会議」において熱心に、ご審議を重ねていただきました委員の皆さま、アンケート調査にご協力くださいました保護者の皆さま、関係者の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和２年３月

東吉野村　村長　水本　実

目　次

第１章　計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　計画の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　計画の法的根拠と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　３　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　４　計画の策定体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第２章　本村の子ども・子育てを取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・３
　１　統計からみた現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　　（１）人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　　（２）世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　　（３）転入・転出の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　　（４）出生・婚姻の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　　（５）女性の労働力率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　　（６）就学前児童数・在園児数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　　（７）小・中学校の児童・生徒数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　（８）子育て支援事業の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
　　（９）母子保健事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
　２　アンケート調査結果からみた現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　　（１）調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　　（２）子育てや教育について気軽に相談できる人や場所・・・・・・・・・・12
　　（３）平日の教育・保育として利用したい事業・・・・・・・・・・・・・・13
　　（４）子育てをする上での情報入手先・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　　（５）地域の子どもたちの交流や活動を活発にするために必要なこと・・・・14
　　（６）子どもの健全育成や非行防止のために力を入れるべきこと・・・・・・14
　　（７）本村での子育てや施策についての感想・・・・・・・・・・・・・・・15

第３章　計画の理念と施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　１　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
　２　基本的な視点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　３　施策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

第４章　施策の展開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
１　地域における子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
（１）就学前児童の教育・保育環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
（２）地域子育て支援事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
（３）子育てネットワークの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
２　子どもと親の健康の確保と増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（１）子どもと親の健康の確保と増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（２）子どもの成長にともなう保健対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（３）食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（４）小児医療体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
３　子どもの成長を支える教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（１）生きる力を育成する教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
（２）家庭や地域の教育力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（３）児童の健全育成と次代の親づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
４　安全・安心な生活環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（１）良好な生活環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
（２）安全・安心なまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
（３）防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
５　仕事と家庭の調和の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
（１）男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
（２）仕事と家庭の両立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
６　すべての子どもと家庭への支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
（１）児童虐待対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（２）ひとり親家庭等の支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
（３）障がいのある子どもと家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第５章　事業量の見込みと確保の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
１　教育・保育事業の量の見込みと確保の方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
（１）就学前児童の認定区分の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
（２）教育・保育の量の見込みと確保の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
（３）教育・保育の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
（４）教育・保育の無償化の円滑な実施について・・・・・・・・・・・・・・・ 45
２　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策・・・・・・・・・・ 45
（１）時間外保育事業（延長保育）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ/学童保育）・・・・・・・・ 45
（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

（４）地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
（５）一時預かり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
（６）病児保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）・・・ 47
（８）利用者支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（９）妊婦健康診査事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（10）乳児家庭全戸訪問事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（11）-1　養育支援訪問事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
（11）-2　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・・・・・・・・・・・ 49
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
（13）多様な主体の参入を促進する事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
３　教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保・・・・・ 50
４　子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保・・・・・・・・・・・・・ 50

第６章　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
１　庁内における推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
２　住民参加による推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
１　東吉野村子ども・子育て会議設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
２　東吉野村子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

わが国では急速に少子化が進行し人口減少社会に突入しました。地域や家庭では子どもの数が減少するとともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に同年齢や異年齢の中で関わり育つ機会が減少しています。また、未婚化・非婚化や晩婚化の進行、子どもを持つことや家庭・家族に対する意識の変化とともに、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近に相談できる人や頼れる人がいないなど、子育ての不安や孤立を少なくする支援などが求められています。このような中、希望するすべての家庭が子どもを産み育てやすい社会を目指して、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村は、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進すべく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めることが求めてられています。また、次代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和７年３月 31 日まで延長され、子ども・子育て支援法と併せて、より手厚い次世代育成支援対策を推進することとしています。さらに、平成 26 年１月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目指しています。

東吉野村（以下「本村」という。）では、平成 17 年３月に「東吉野村次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成 22 年３月に「東吉野村次世代育成支援行動計画（後期計画）」、平成 27 年３月に「東吉野村子ども・子育て支援事業計画」（以下「第１期計画」という。）を策定し、これらの計画に沿って、少子化対策と子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。しかしながら、本村においても人口の減少や世帯規模の縮小に伴う保育ニーズの増大等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

第１期計画がその計画期間を終えることから、計画の内容を見直し、「第２期東吉野村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び、令和７年３月 31 日まで延長された次世代育成支援対策推進法第８条に基づく市町村行動計画を一体的に策定するもので、国や奈良県の関連法や諸計画、本村の最上位計画である「東吉野村第３次基本構想」をはじめとする諸計画との調和と整合性を保つものとします。

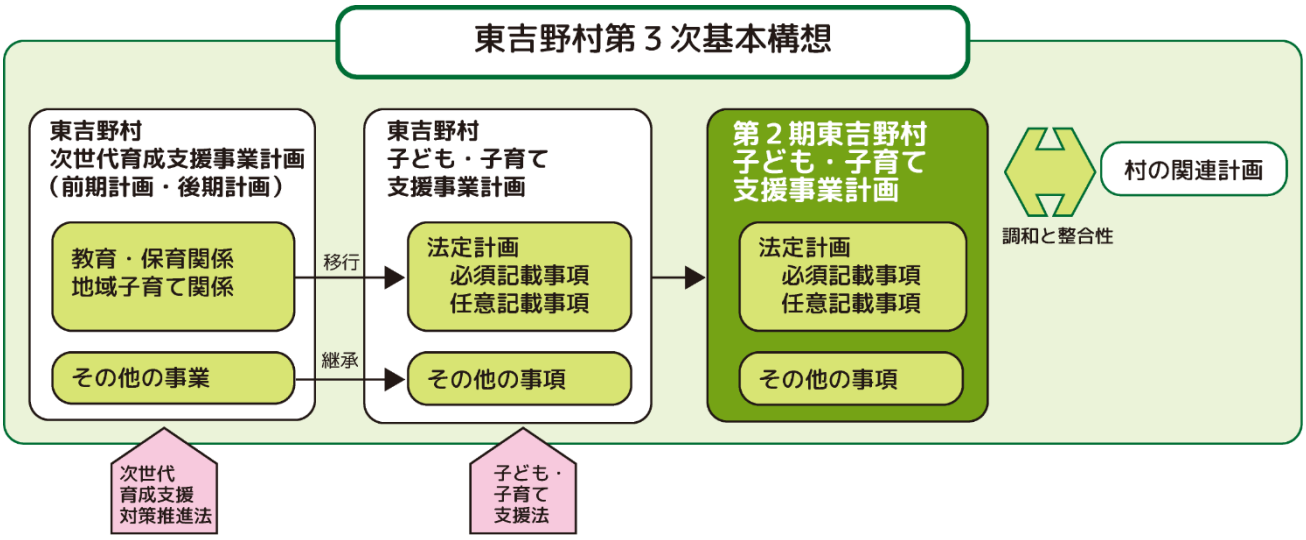

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条及び次世代育成支援対策推進法第８条に基づき、令和２年度から令和６年度までの５か年とします。

なお、期間中であっても、国の方針や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制

本計画は、本村の就学前児童及び小学生を持つ保護者を対象としたアンケート調査の結果を踏まえるとともに、「東吉野村子ども・子育て会議」での協議を経て策定しました。

第2章 本村の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計からみた現状

（1）人口の推移

本村の人口は減少傾向で推移しており、平成 31 年４月１日現在で 1,759 人（15 歳未満：81 人、15～64 歳：702 人、65 歳以上：976 人）となっており、年齢３区分人口割合でみると、65 歳以上の割合が増加傾向となっています。

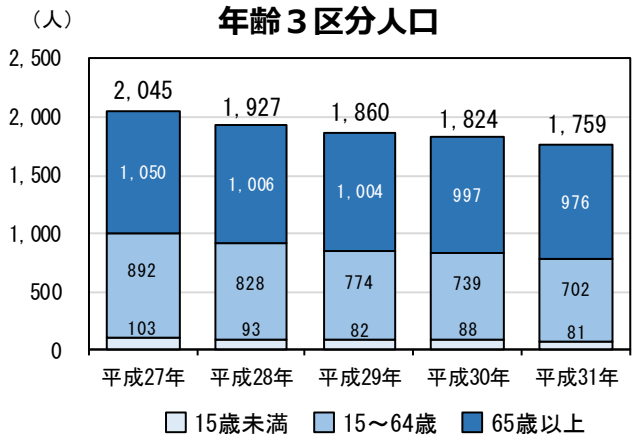

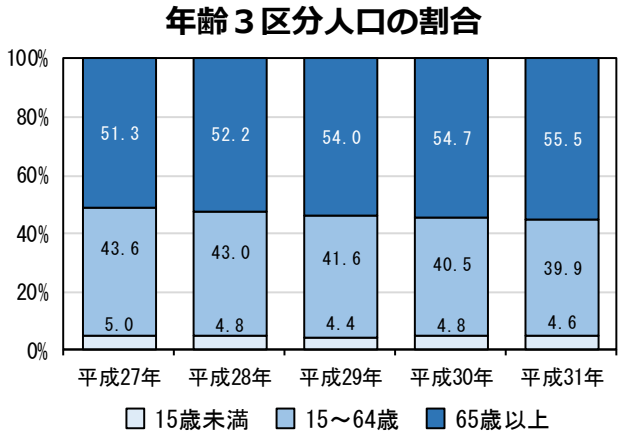

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

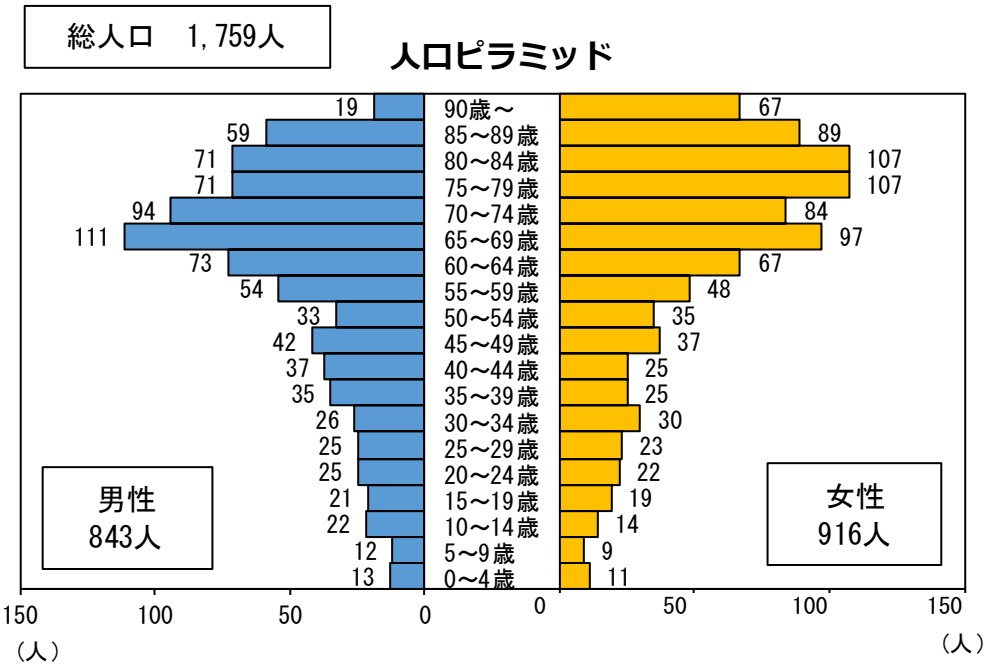

資料：住民基本台帳（平成 31 年４月１日現在）

（２）世帯の状況

本村の世帯は減少傾向で推移しており、平成 30 年 10 月１日現在で 937 世帯、世帯あたりの人員は 1.67 人となっています。

また、一般世帯の種類を割合でみると、核家族世帯とその他の世帯は減少傾向で推移していますが、単独世帯が増加傾向にあります。

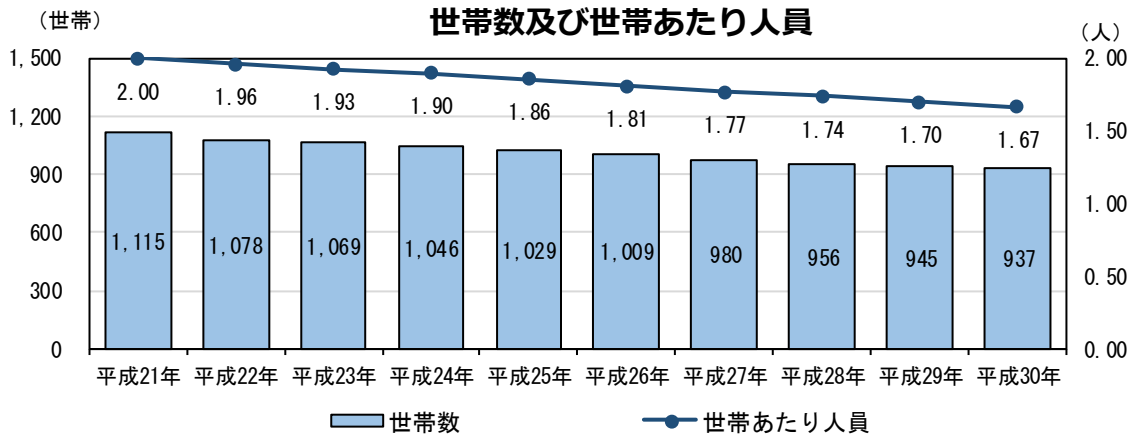

資料：奈良県推計人口（各年 10 月１日現在）

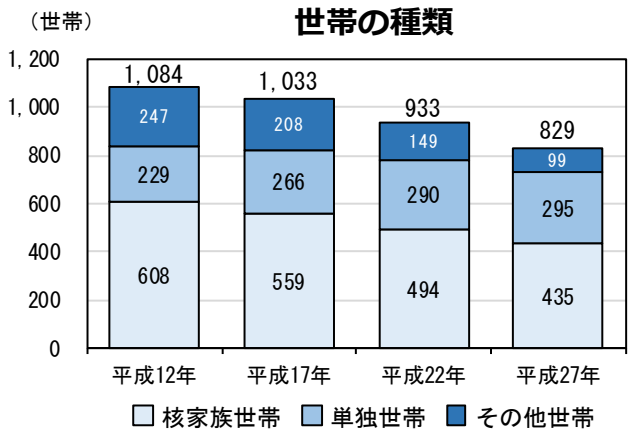

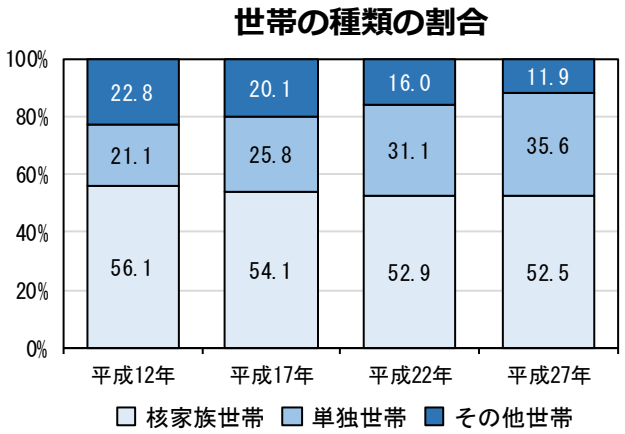

資料：国勢調査

（３）転入・転出の状況

転入者数及び転出者数は年により変動がありますが、平成 30 年には、転入者が 60 人（県内より転入：35 人、県外より転入：25 人）、転出者が 59 人（県内へ転出：33 人、県外へ転出：26 人）となっています。

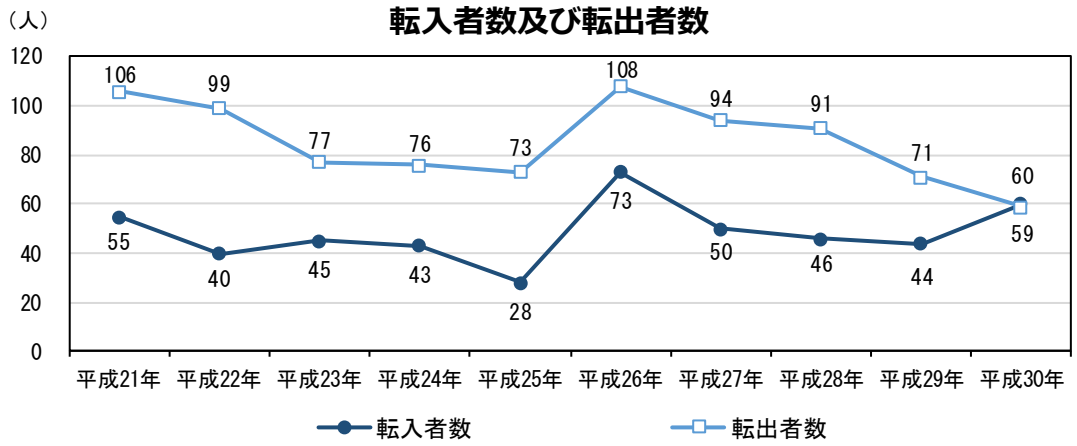

資料：奈良県推計人口（各前年 10 月１日から１年間の合計）

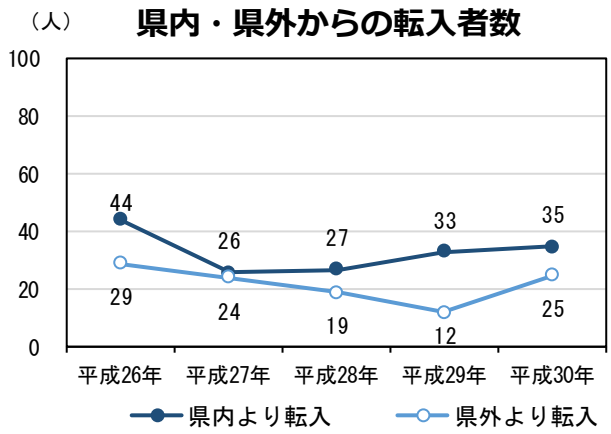

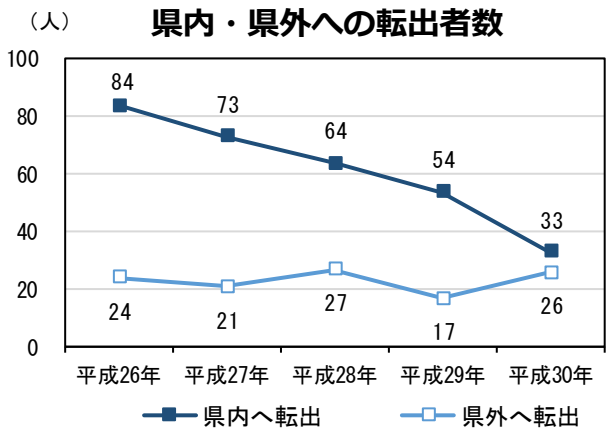

資料：奈良県推計人口（各前年 10 月１日から１年間の合計）

（４）出生・婚姻の状況

出生数及び死亡数はおおむね横ばいで推移しており、平成 29 年には、出生数が３人、死亡数が 43 人となっています。

また、婚姻件数及び離婚件数は年により変動がありますが、平成 29 年には、婚姻件数が１件、離婚件数が２件となっています。

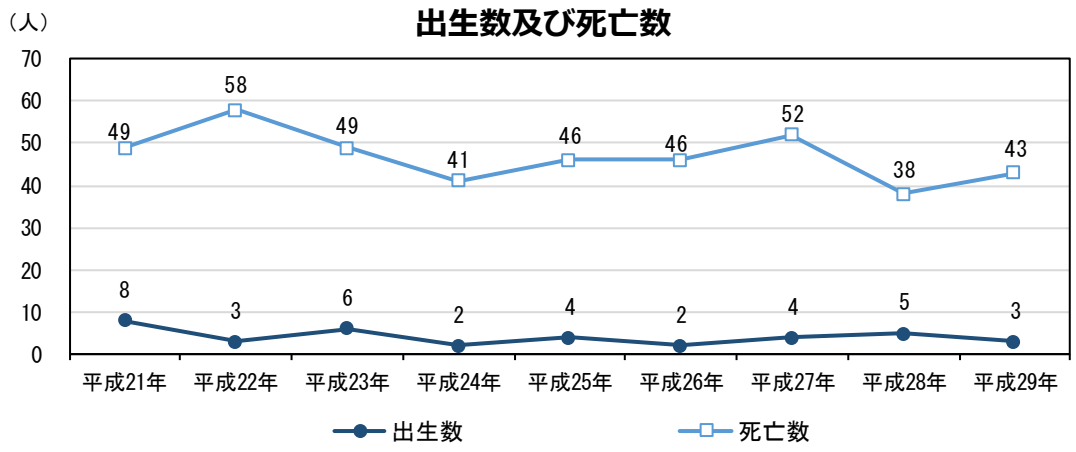

資料：奈良県保健衛生統計

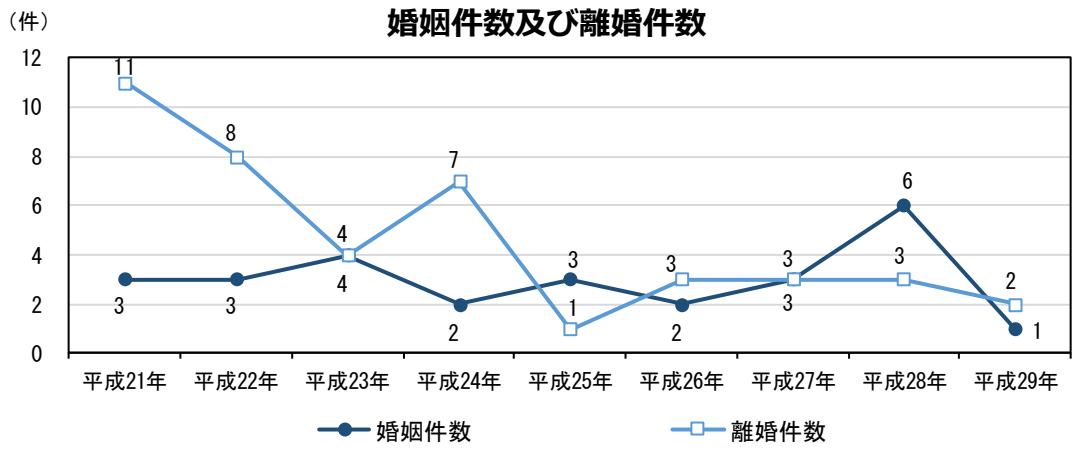

資料：奈良県保健衛生統計

（５）女性の労働力率の推移

一般に、わが国の女性の労働力率（生産年齢人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の比率）は、20 歳代後半から 30 歳代後半に低下し、その後 40 歳代後半まで上昇するというM字型となる傾向にあります。このことは、多くの女性が 20 歳代後半から 30 歳代にかけて結婚や出産により仕事を中断し、子どもの成長とともに再び仕事に就くことを反映しているためです。

本村の女性の労働力率について、５歳階級別にみると、25～29 歳は減少傾向にあるものの、30～49 歳が増加傾向になっています。これは、女性の労働市場への進出が進んでいると考えられます。

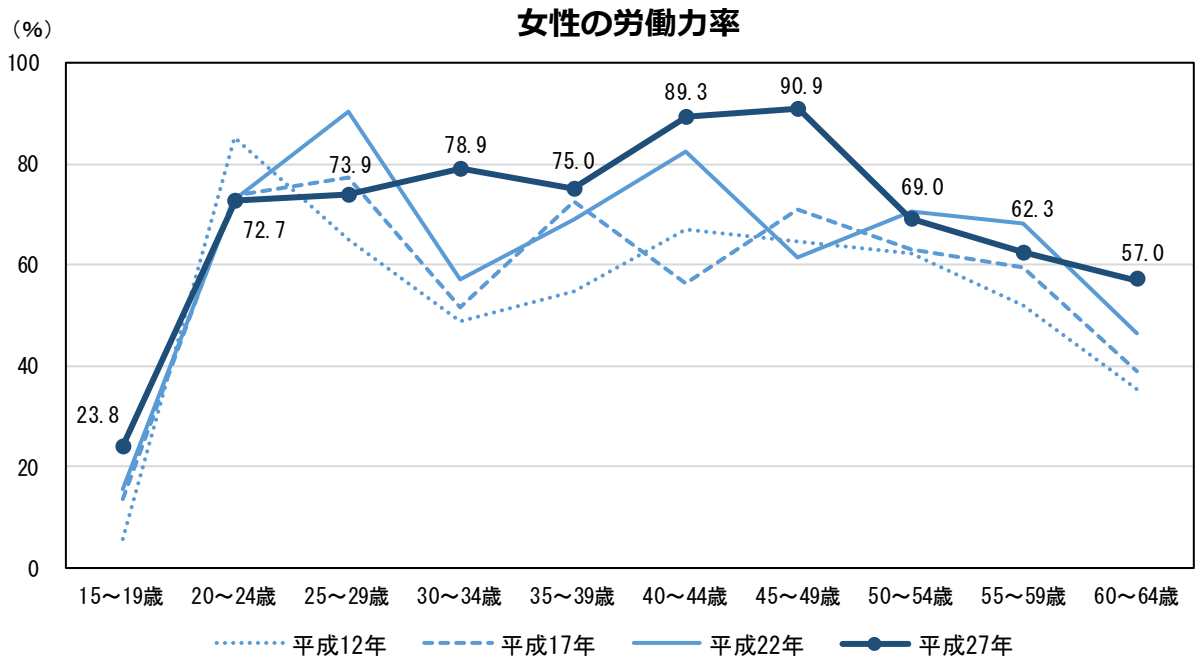

資料：国勢調査

（６）就学前児童数・在園児数の推移

就学前児童は増加傾向で推移しており、平成 31 年４月１日現在で 31 人となっています。

また、平成 31 年４月１日現在で、こども園（保育所）の在所児数は９人、こども園（幼稚園）の在園児数は 16 人、村外の保育所への通所児数は１人、村外の幼稚園への通園児数は０人となっています。

■就学前児童数

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就学前児童数	人	27	27	23	28	31

資料：東吉野村（各年度４月１日現在）

■こども園（保育所）の在所児数

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置数	園	－	1	1	1	1
定員数	人	－	14	14	14	14
在所児数	人	－	8	4	8	9

資料：東吉野村（各年度４月１日現在）

■こども園（幼稚園）の在園児数

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置数	園	1	1	1	1	1
在園児数	人	16	10	12	10	16

資料：東吉野村（各年度４月１日現在）

■村外施設への通園児数

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
村外の保育所	人	4	3	0	2	1
村外の幼稚園	人	0	0	0	0	0

資料：東吉野村（各年度４月１日現在）

（７）小・中学校の児童・生徒数の推移

小・中学校の児童・生徒数はともに減少傾向で推移しており、平成 31 年４月１日現在で、小学生の児童数は 28 人、中学生の生徒数は 22 人となっています。

■小学校の児童数・学級数

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置数	校	1	1	1	1	1
全児童数	人	47	43	36	36	28
うち特別支援児童	人	5	3	3	3	3
全学級数	組	8	8	8	8	8
うち特別支援学級	組	2	2	2	2	2

資料：東吉野村（各年度４月１日現在）

■中学校の生徒数・学級数

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置数	校	1	1	1	1	1
全児童数	人	27	23	23	23	22
うち特別支援児童	人	1	4	4	4	1
全学級数	組	4	5	5	5	4
うち特別支援学級	組	1	2	2	2	1

資料：東吉野村（各年度４月１日現在）

（８）子育て支援事業の利用状況

平成 30 年度における延べ利用者数は、幼稚園の預かり保育が 898 人、保育所の一時保育が 6 人、放課後児童クラブ（学童保育）が 2,508 人となっています。

■幼稚園の預かり保育の利用状況

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（参考）
施設数	か所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人日	972	707	1,501	898	672

資料：東吉野村（各年度４月１日から１年間の合計、ただし令和元年度は４月１日から７月末までの合計）

■保育所の一時保育の利用状況

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（参考）
施設数	か所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人日	－	－	17	6	0

資料：東吉野村（各年度４月１日から１年間の合計、ただし令和元年度は４月１日から７月末までの合計）

■放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（参考）
設置数		か所	1	1	1	1	1
１年生	登録児童数	人	2	5	0	6	0
	延べ利用者数	人日	276	409	－	821	－
２年生	登録児童数	人	10	5	5	1	6
	延べ利用者数	人日	818	499	531	32	352
３年生	登録児童数	人	6	7	5	5	1
	延べ利用者数	人日	255	519	540	497	28
４年生	登録児童数	人	3	6	7	5	4
	延べ利用者数	人日	44	254	577	541	164
５年生	登録児童数	人	7	4	5	7	4
	延べ利用者数	人日	400	36	175	492	162
６年生	登録児童数	人	2	5	3	3	7
	延べ利用者数	人日	182	289	84	125	163
合計	登録児童数	人	30	32	25	27	22
	延べ利用者数	人日	1,975	2,006	1,907	2,508	869

資料：東吉野村（各年度４月１日から１年間の合計、ただし令和元年度は４月１日から７月末までの合計）

（９）母子保健事業の実施状況

平成 30 年度における乳幼児健診の受診者は、３か月児健診が１人、９か月児健診が２人、１歳６か月児健診が７人、３歳児健診が３人で、すべての健診で受診率が 100%となっています。

また、平成 30 年度において、妊婦健診の受診者は４人、新生児訪問の延べ回数は２回となっています。

■乳幼児健診の実施状況

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（参考）
３か月児健診	対象者	人	1	1	1	1	1
	受診者	人	1	1	1	1	1
	受診率	%	100	100	100	100	100
９か月児健診	対象者	人	1	1	0	2	0
	受診者	人	1	1	0	2	0
	受診率	%	100	100	－	100	－
１歳６か月児健診	対象者	人	5	2	7	7	4
	受診者	人	4	2	6	7	3
	受診率	%	80	100	85．7	100	75
３歳児健診	対象者	人	6	5	5	3	3
	受診者	人	6	4	4	3	3
	受診率	%	100	80	80	100	100

資料：東吉野村（各年度４月１日から１年間の合計、ただし令和元年度は４月１日から７月末までの合計）

■妊婦健診、新生児訪問の実施状況

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（参考）
妊婦健診	受診者	人	5	6	2	4	2
	対象者	人	5	7	2	5	3
新生児訪問	延べ回数	回	6	4	5	2	1

資料：東吉野村（各年度４月１日から１年間の合計、ただし令和元年度は４月１日から７月末までの合計）

2 アンケート調査結果からみた現状

（１）調査結果の概要

●調査地域：東吉野村全域
●調査対象：村内の「就学前児童」又は「小学生」がいる全世帯
●調査時期：令和元年７月27日（土）～8月9日（金）
●調査結果：

調査票配布数	有効回収数	有効回収率
36件	25件	69.4%

回答のあった25件の世帯には、就学前児童26人と小学生14人がいる結果となりました。

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	小学生 1～3年	小学生 4～6年	無回答
児童数	２人	５人	４人	５人	４人	６人	６人	８人	２人

（２）子育てや教育について気軽に相談できる人や場所

子育てや教育について気軽に相談できる人や場所について、「友人や知人」が最も多く 84.0%、次いで「祖父母等の親族」が72.0%、「幼稚園・小学校教諭」が40.0%となっています。

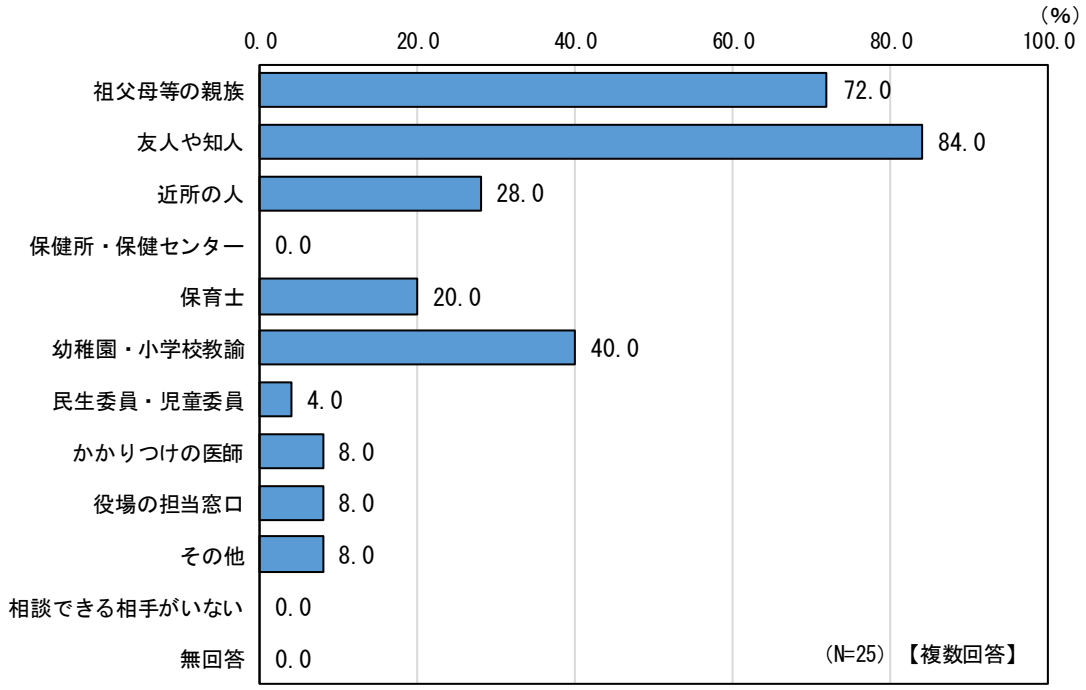

（３）平日の教育・保育として利用したい事業

平日の教育・保育として利用したい事業について、就学前児童がいる世帯では、「幼稚園」が最も多く70.6%、次いで「幼稚園の預かり保育」が 58.8%、「認定こども園」が 47.1%となっています。

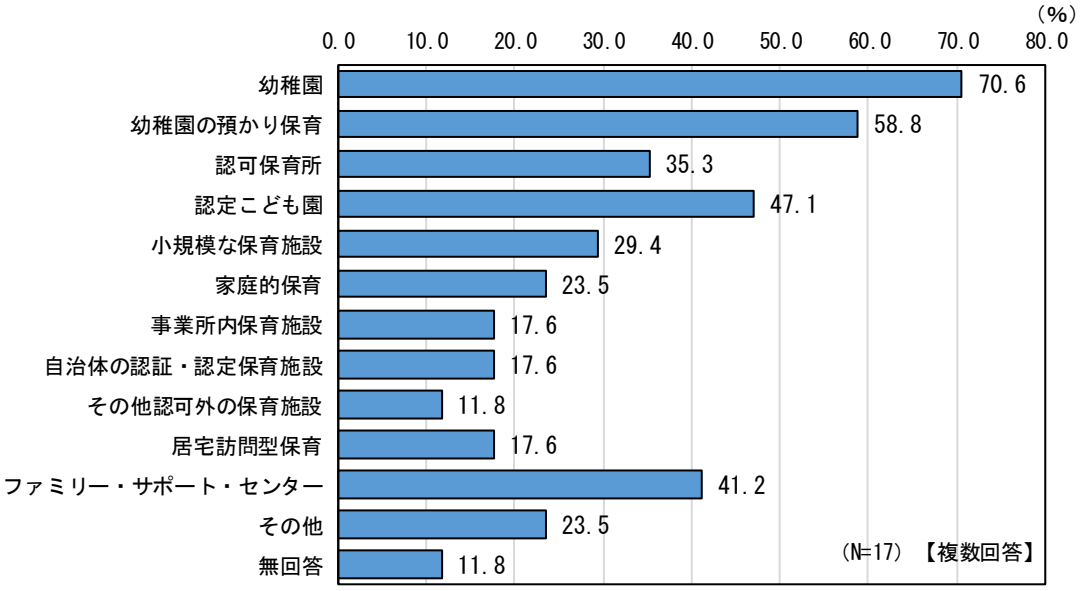

（４）子育てをする上での情報入手先

子育てをする上での情報入手先について、「友人や知人」が最も多く 80.0%、次いで「祖父母等の親族」が 52.0%、「幼稚園・小学校教諭」が 44.0%となっています。

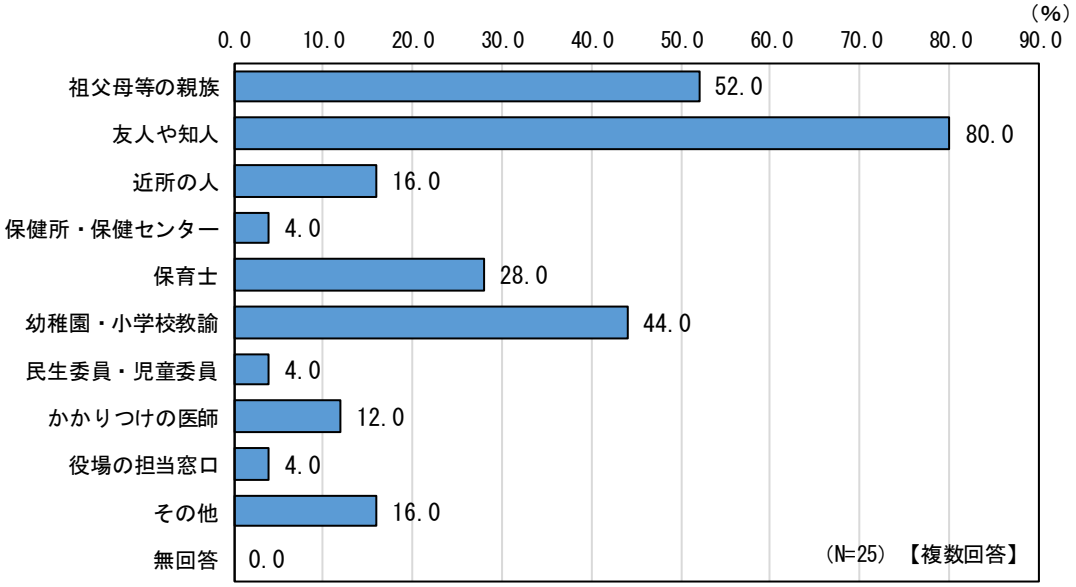

（５）地域の子どもたちの交流や活動を活発にするために必要なこと

地域の子どもたちの交流や活動を活発にするために必要なことについて、「子どもが意見を出し合い、子どもが中心になって行う活動を育成する」が最も多く 28.0%、次いで「自治会など地域組織で、子どもや子育てについての活動に力を入れる」、「身近なところに、地域活動の拠点になる場をつくる」がそれぞれ 24.0%となっています。

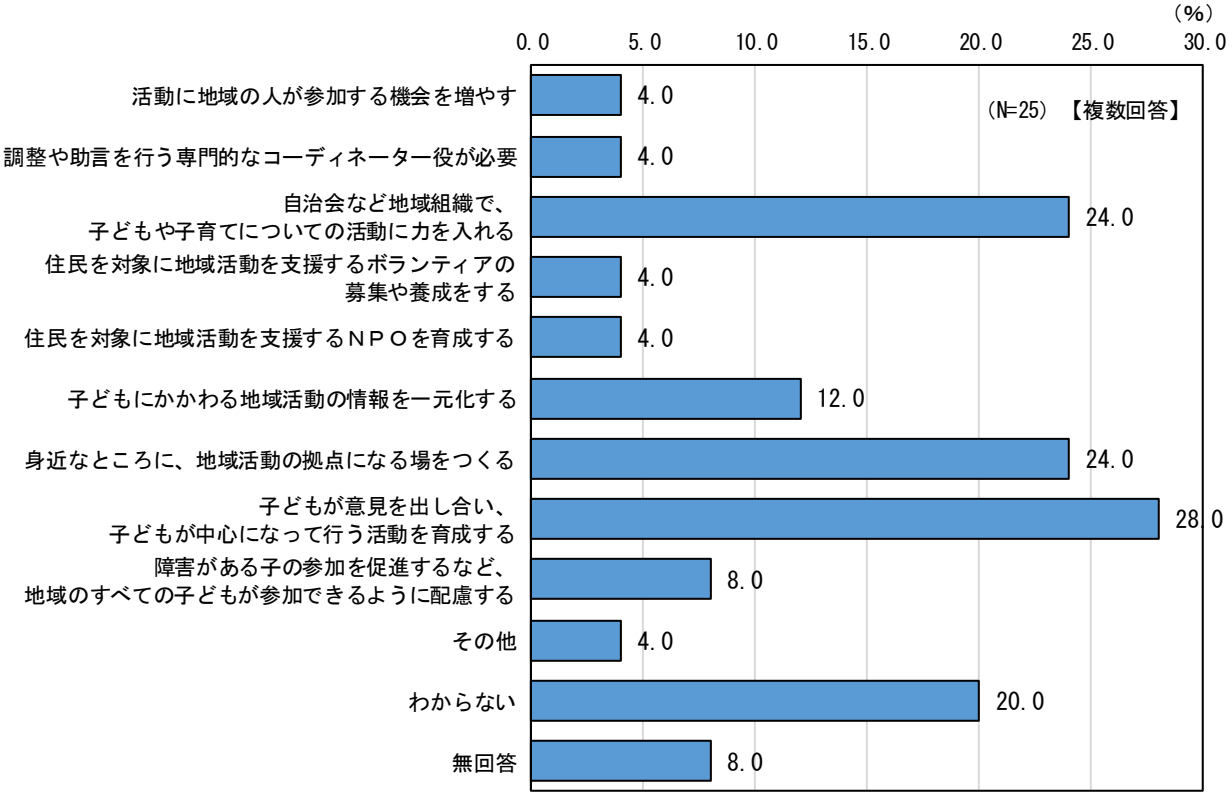

（６）子どもの健全育成や非行防止のためにに力を入れるべきこと

子どもの健全育成や非行防止のためにに力を入れるべきことについて、「家庭でのしつけやこころの教育を充実する」が最も多く 80.0%、次いで「青少年が高齢者や大人など、地域の人びととふれあう機会をふやす」が 40.0%、「学校での生徒指導や教育を強化する」、「学校や地域、行政、警察などが連携し、指導体制を充実する」がそれぞれ 32.0%となっています。

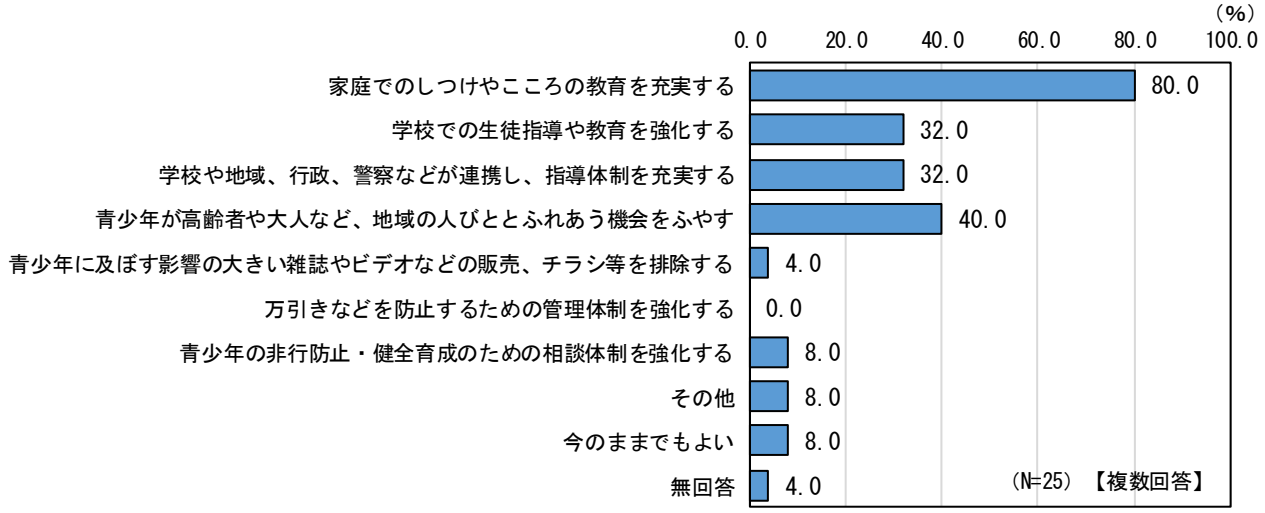

（７）本村での子育てや施策についての感想

本村での子育てや施策についての感想について、「はい」では、「子育てを楽しいと感じていますか」が最も多く 92.0%、次いで「青少年が健全に過ごせるまちだと感じますか」、「学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと思いますか」がそれぞれ 72.0%、「子どもがいても安心して働けると感じていますか」が 60.0%となっています。

また、「いいえ」では、「公園など遊び場が充実していると思いますか」が最も多く 76.0%で、「はい」は 0%となっています。

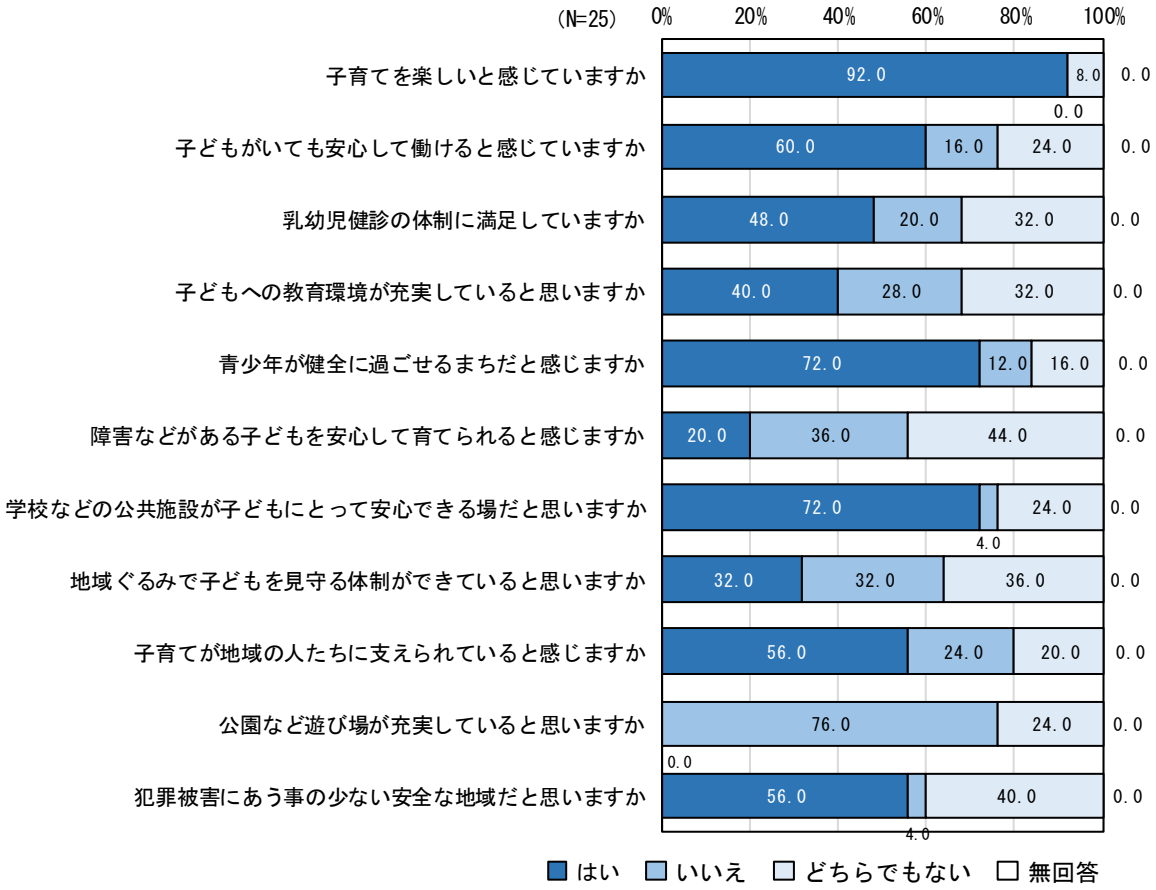

第3章 計画の理念と施策の体系

1 基本理念

本計画では、家庭と地域や社会が一体となり、子どもを育てる喜びと育つ喜びを実感できる村づくりを進めるべく、第１期計画の基本理念を踏襲し、「育てる喜びと育つ喜びを実感できる東吉野村」と定めます。

育てる喜びと
育つ喜びを実感できる
東吉野村

2 基本的な視点

本計画の目標となる基本理念の実現に向け、以下の４つの基本的な視点を定めます。

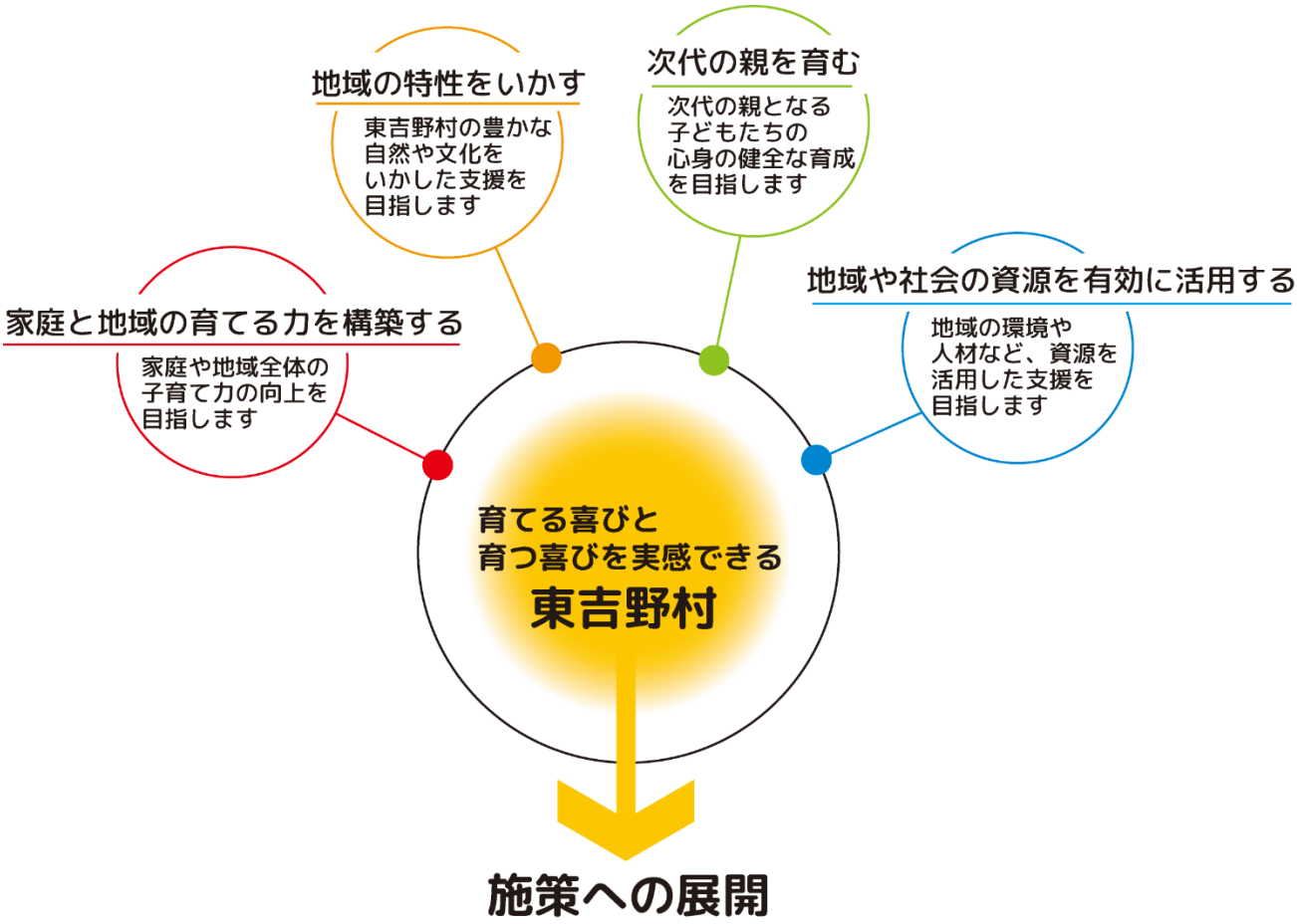

3 施策の体系

基本理念

育てる喜びと育つ喜びを実感できる東吉野村

基本的な視点

- 家庭と地域の育てる力を構築する
- 地域の特性をいかす
- 次代の親を育む
- 地域や社会の資源を有効に活用する

基本目標１

地域における子育て支援

（１）就学前児童の教育・保育環境の確保
（２）地域子育て支援事業の充実
（３）子育てネットワークの充実

基本目標２

子どもと親の健康の確保と増進

（１）子どもと親の健康の確保と増進
（２）子どもの成長にともなう保健対策の推進
（３）食育の推進
（４）小児医療体制の充実

基本目標３

子どもの成長を支える教育環境の整備

（１）生きる力を育成する教育環境の整備
（２）家庭や地域の教育力の向上
（３）児童の健全育成と次代の親づくり

基本目標４

安全・安心な生活環境の確保

（１）良好な生活環境の確保
（２）安全・安心なまちづくりの推進
（３）防災対策の推進

基本目標５

仕事と家庭の調和の推進

（１）男女共同参画の推進
（２）仕事と家庭の両立支援

基本目標６

すべての子どもと家庭への支援の推進

（１）児童虐待対策の推進
（２）ひとり親家庭等の支援の推進
（３）障がいのある子どもと家庭への支援

第4章 施策の展開

1 地域における子育て支援

現状と課題

○近年、少子高齢化や核家族化を背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えており、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しています。

○子どもたちが豊かな人間関係の中で社会性や協調性を身につけ、すこやかに成長することができるよう、地域の多くの人たちとの世代間交流や異年齢交流の機会の充実が求められています。

○「東吉野村子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、子育てが地域の人たちに支えられていると感じている割合は 56.0%となっています。

施策の方向性

○３歳未満の就学前児童の保育環境確保のため、東吉野幼稚園施設内に小規模保育所を併設し、「東吉野こども園」として、就学前児童への教育・保育の連携した提供体制を確保します。

○遊びを通して学ぶ中で、挑戦、思考と創造、独創性を育む園庭の環境整備など、幼稚園部の教育環境の確保に努めるとともに、小・中学校の教師の保育参観、児童・生徒との交流等、園・小・中の連携を推進します。

○幼児教育・保育を一体化させ、６年間を見通し、発達段階に応じた幼児教育と保育の取り組みを推進します。また、心を育み、一人ひとりの育ちをつなぐ保育に努めるとともに、小学校以降の教育に繋がる学びになるよう取り組みを推進します。

○多様化する家庭や保護者の保育ニーズへの対応を進めるため、地域の環境に応じた保育サービスの充実と、子育てを支えるネットワークづくりや人材の確保を進めます。

（１）就学前児童の教育・保育環境の確保

主な施策	施策の内容
教育環境の確保	・３歳～５歳の就学前児童については、東吉野こども園の幼稚園部において教育環境の確保に努めます。
保育環境の確保	・６か月～２歳の就学前児童については、東吉野こども園の保育園部において保育環境の確保に努めます。 ・３歳～５歳の就学前児童の教育時間外の保育環境については、幼稚園部の預かり保育において確保に努めます。 ・安全面を重視した保育体制を充実するとともに、保育環境の充実に努めます。
教育・保育の一体提供の推進	・就学前児童や保護者の利便性確保のため、東吉野こども園における教育と保育の連携と一体提供に向けての取り組みを推進します。
保育の広域確保	・村外で就労している保護者の就労と子育ての両立支援のため、近隣市町村との調整を図り、広域保育の環境確保に努めます。

（２）地域子育て支援事業の充実

主な施策	施策の内容
一時預かり事業の充実	・保護者の就労や病人の看護、用事等で保育を必要とする家庭を支援するため、東吉野こども園において一時預かり事業（預かり保育を含む）を実施します。
放課後児童対策の充実	・放課後、就労等で自宅に保護者のいない児童のため、放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施します。
地域子育て支援拠点事業の充実	・子育てサロン「ぴよぴよサークル」を活用し、保護者同士の交流や情報交換の場づくりを推進します。
多様な保育ニーズへの対応	・子育て家庭の様々な保育ニーズに対応するため、広域連携等による保育環境の確保に向けて調整を進めます。

（3）子育てネットワークの充実

主な施策	施策の内容
子育て交流の推進	・集会所や公民館等、地域のコミュニティ施設を活用し、子ども同士や親子、世代間の交流を促進します。 ・東吉野こども園の園庭開放や行事を通じて、子育て中の親子や地域の異年齢の子どもとの交流を進め、子育て家庭の孤立や子育て不安の解消に努めます。 ・子育てサロン「ぴよぴよサークル」において親同士の交流を推進します。 ・主任児童委員が新生児訪問から関わり、地域での子育ての見守り活動をしており、身近な地域で子育てを見守り、支援する小地域のネットワークづくりに努めます。
相談体制・情報提供体制の充実	・乳幼児健診で保健師による子育て相談や管理栄養士・歯科衛生士がそれぞれの相談を行うとともに、健診時に保護者同士の交流の場を設けています。今後も乳幼児健診等母子保健事業の機会や様々な交流の場において、保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる環境づくりをさらに進め、不安や悩みの解消に努めます。 ・新生児訪問、乳幼児健診、子育てサロン「ぴよぴよサークル」に参加して子育ての相談等を受けている民生委員・児童委員が、地域の気軽な子育て相談者や情報提供者となることができるよう、研修の充実に努めます。 ・東吉野こども園や小・中学校等から、子どものこと、子育てのことなどの情報発信の充実を図るとともに、関係課や関係機関等との連携を強化し、子育て関連情報の提供の充実に努めます。 ・乳幼児健診や子育てサロン「ぴよぴよサークル」でパンフレットやトピック情報など子育てに必要な情報の提供を行っています。今後も母子保健事業をはじめ子育て関連のイベント等の情報や、子育てに必要な知識、奈良県の子育て関連相談機関等について、広報やパンフレット、ホームページ等による情報提供に努めます。
地域の人材の活用	・スポーツ推進委員による放課後や週末におけるスポーツや文化活動等の様々な体験活動を推進します。 ・青少年の健全育成指導団体が夏休みの期間に村内巡回、夏祭り等の巡回を実施しており、引き続き子どもの健全な育成を支援する地域の人材の登録・活用を促進します。

2 子どもと親の健康の確保と増進

現状と課題

○核家族化の進展、女性の社会進出や、非婚化・晩婚化等による少子化が深刻化するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子ども同士や親同士の交流機会の減少等により、妊娠・出産・育児に関する身近な相談相手や支援者が少ないため、保護者が育児不安や産後うつ、虐待などに陥りやすくなっており、妊娠・出産・育児に関する悩みへのきめ細やかな対応や環境づくりが求められています。

○食育は生涯を通じての健康な生活の基本であり、「食を営む力」の育成は子どもの健全育成の重要な一部分です。また、食を通じて、食習慣や地域等を理解することや自然の恵みなどを理解することも重要です。教育委員会では「給食における食物アレルギー対応指針」を作成し、東吉野こども園、小・中学校が共通理解の上、取り組みを進めています。また、学校給食主任者会を年２回開催し、食に関する取り組み状況及び情報交換を行っています。

○小児医療等を利用できる体制の充実は、次の世代を担う子どもの健全育成のための基礎であり、子どもを心身ともに健康に産み育てるための環境づくりの整備は少子化対策の基本であることから、奈良県や近隣の市町村及び関係機関等と連携し、小児医療等の充実・確保に取り組むことが重要です。

○「東吉野村子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、乳幼児健診の体制に満足している割合は 48.0%で、前回調査の 53.8%と比較すると 5.8 ポイント減少しており、小児医療体制の充実が求められています。

施策の方向性

○健康状態の変化しがちな乳幼児や妊産婦について、乳幼児健診や妊婦健診等の受診を勧奨するとともに、発達・発育の遅れや障がい等の早期発見と早期対応に努めます。

○様々な問題を未然に防止し、早期に発見するため、相談・支援体制の構築・強化を図ります。

○食育や家庭における健康管理・健康増進を啓発するとともに、適切な医療サービスを受けることができるよう、小児医療体制の充実に努め、だれもが安心して妊娠や出産、子育てに取り組める環境づくりを推進します。

（1）子どもと親の健康の確保と増進

主な施策	施策の内容
妊産婦の健康の確保	・母子手帳発行時に看護師又は保健師が対面で情報収集を行い、必要な支援につなげるとともに、本人・同居人の喫煙状況を確認し、防煙や禁煙につながる啓発を行っています。今後も妊娠・出産・育児に関する一貫した健康記録と、乳幼児に関する指導書としての活用を推進するとともに、母子手帳申請者とその家族、両親教室参加者、訪問指導者等に対して、妊娠の喫煙及び受動喫煙が胎児や妊婦に及ぼす影響や喫煙による健康に対する影響について、正しい知識を共有し、防煙や禁煙等の行動へとつなぐことができるよう、啓発を進めます。 ・出産を控えた親の不安解消のため、妊娠・出産・育児に関する情報提供や助言等の健康教育を行うとともに、妊娠時にも電話連絡を行い、体調変化や不安の有無などを確認しています。教室などの開催はありませんが、病院での両親学級などの受講確認を行い、不安要素があれば解消できるように支援します。 ・妊婦の健康の保持・増進を図るため、医療機関での健康診査に対して、助成を行います。 ・妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある場合は訪問して状況を確認し、受診につなげて結果を確認し、必要な支援を行っています。今後も健康診査に基づき、必要に応じて訪問指導を行い、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある疾病等にかかっている疑いがある人については、医師等の受診を勧奨します。
乳幼児の健康の確保	・乳幼児健診の実施や受診方法等についての周知を徹底するとともに、未受診者には集団健診の当日中に電話連絡を行い、次回受診勧奨や必要に応じて訪問等を行っています。今後も未受診の乳幼児については、訪問指導を行うなど、発育や発達状況の把握に努めます。 ・子どもの病気や障がいなどの早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健診について保護者の要望等を把握するためのアンケートを実施し、健診体制の充実に努めるなど、受診率の向上を図ります。 ・乳幼児健診において問題が発見された子どもについては、継続的にフォローを行うとともに、関係機関等との連携を強化し、適切な対応に努めます。 ・感染症の予防や症状軽減を図るため、予防接種を促し、受けていない乳幼児の保護者に対して、再度接種を促します。 ・幼稚園教諭・保育士等に対し、子どものアレルギーや心の健康問題、食生活や生活習慣の確立等についての研修に参加しており、今後も研修の充実に努めます。

主な施策	施策の内容
家庭への健康教育と啓発の推進	・新生児訪問や乳幼児健診で月齢に応じた遊び方のパンフレット等の配布を行うとともに、健康確保のため、乳幼児の運動や外遊びの必要性及び方法についての啓発を行い、体を使う遊びの習慣の確立に努めます。 ・子どものむし歯有病率や一人あたりのむし歯数を減少させるため、保護者に対して歯の健康に関する啓発を行うとともに、親子での歯みがきなどの実践教育を進めます。また、乳幼児健診でフッ化物塗布を行うと同時に歯科衛生士による指導を行います。 ・乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）発症の危険性を低くするため、「仰向け寝の推進」や「母乳栄養の推進」、「家族の禁煙」等について、新生児訪問時にパンフレットを配布するなど、保護者及び家族等へ啓発を進めます。 ・子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について広報やパンフレット等で情報を提供するとともに、乳幼児健診や相談・教育の場、地域に出向くなど、事故やその防止法、応急処置法や心肺蘇生法等の知識の普及に努めます。 ・保護者の生活習慣病を予防するため、適切な食事や運動、適正な飲酒・喫煙についての正しい知識、健康管理等についての普及・啓発・教育を行うとともに、健診やがん検診の受診を勧奨するなど、積極的な健康づくりの取り組みを推進します。 ・年度毎に健康に関するテーマを決めて健康講座を開催し、健康に関する知識の普及や健康相談を行います。 ・子育てサロン「ぴよぴよサークル」でストレス解消のパンフレットを配布したり、月に１回のメンタル相談を広報に掲載しており、ストレスとうまくつきあう方法や心の健康づくりなどの啓発を行うとともに、指導や相談への対応に努めます。
保護者の健康の確保	・20 歳以上の女性に対しては子宮がん検診、40 歳以上の女性に対しては乳がん検診の無料クーポン券を配布するなどして、受診を勧奨します。 ・自営業や家庭にいる主婦等の 40 歳以上の人に対し、特定健診をはじめ、胃がん検診、肺がん検診等の受診を勧奨するとともに、村広報誌で特定健診等の案内をし、未受診者には電話や訪問等で受診を促します。

（２）子どもの成長にともなう保健対策の推進

主な施策	施策の内容
児童・生徒の健康確保	・児童・生徒の健康の保持・増進を図るため、就学時・入園時に健康診断、内科検診、歯科検診、結核検診等を実施するとともに、生涯を健康で暮らすための基礎を培う健康教育を進めます。 ・家庭と小・中学校の連携を強化し、子どもの健康全般に関する情報交換を行うとともに、健康等に関する指導の充実を図り、健康に生活することの大切さを理解し実践に結び付くよう、各家庭と連携し取り組みを進めます。 ・子どもの生活習慣病を予防し、適切な食事や運動等を推進するため、養護教諭や学校保健担当等との連携強化に努めます。 ・感染症の予防や症状軽減を図るため、予防接種を促し、受けていない子どもの保護者に対して、再度接種を促します。（再掲）
思春期の保健対策	・生命の尊さへの理解を深めるための性教育の取り組みなど、学校と住民福祉課等との連携を図り、児童・生徒への思春期保健教育を進めます。 ・喫煙や飲酒、薬物乱用等健康を損なう問題に対し、体に与える影響について正しく理解することができるよう、学校をはじめ関係機関と連携しながら啓発・指導に努めます。 ・思春期からの青少年の様々な不安や悩みに対応するため、相談体制の充実に努めます。

（３）食育の推進

主な施策	施策の内容
教育・保育環境における食育の啓発	・幼稚園教諭・保育士等に対し、子どものアレルギーや心の健康問題、食生活や生活習慣の確立等についての研修に参加しており、今後も研修の充実に努めます。（再掲） ・子どもの生活習慣病を予防し、適切な食事や運動等を推進するため、養護教諭や学校保健担当等との連携強化に努めます。（再掲）
家庭における食育の啓発	・乳幼児健診や相談・健康教育等を通じて、食事の大切さや基本的な生活習慣を身につけることの重要性について指導に努めるとともに、幼児の食事について学習する機会の充実を図ります。 ・乳幼児健診で管理栄養士による個別の栄養相談を行うとともに、各家庭の悩みに応じた指導を行います。

（４）小児医療体制の充実

主な施策	施策の内容
医療体制の確保と周知	・救急時に適切な治療をうけることができるよう、南和周辺地区病院群輪番制度による救急体制について周知します。 ・土・日・祝日の夜間の急病等に対応する橿原市休日夜間応急診療所や奈良県の小児救急医療電話相談について周知します。 ・全国的にも減少している産婦人科医や小児科医について、少子化対策支援として確保・充実を推進するよう、国や奈良県への要請を継続します。
家庭における対処の周知	・子どもがかかりやすい病気や家庭で起こりやすい事故について村広報誌やパンフレット等で情報を提供するとともに、乳幼児健診や相談、教育の場及び地域に出向くなど、事故やその防止法、応急処置法や心肺蘇生法等の知識の普及に努めます。（再掲）

3 子どもの成長を支える教育環境の整備

現状と課題

○異なる年代の人など自分と異なる人との交流、普段の生活ではできない体験、将来のための様々な学習など、大人への成長に繋がる様々な経験を、多くの子どもが習得できるような体制の構築が求められています。中学校では、キャリア教育の一環として、働くことの意義ややりがい、生徒たちの将来に対する関心と展望をもつことをねらいに、村内を中心として事業所にて３日間の職場体験を実施しています。

○特色のある教育として、小学校では、少人数だからできる授業の創造や、体験活動の充実した取り組みを進めており、総合的な学習の時間においては、地域の歴史や文化についての学習や、地域の食など、地域にふれる学習を行っています。また、中学校では、わかる授業の創造と、主体的に学ぶ意欲の育成などを中心に進めており、総合的な学習の時間においては、地域ＰＲ・環境・福祉に分かれて村のボランティア活動を行っています。

○次代を担う子どもが希望をもって明るく育つためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携を図り、一体となってすべての子どもと家族が地域の中で生活していくための環境を整えていくことが求められています。小学校では、昔の遊びを教わる学習や、東小フェスティバルにおいて高齢者との交流行事を行っており、近年は、介護福祉施設に児童が訪問し、交流を深めています。中学校では、村の福祉交流会において音楽披露やプレゼントの配布などを行っており、ボランティア活動の一環として介護福祉施設も訪問し、交流を深めています。

○メディア教育について、子どもに対しては、情報モラルを養うとともに、専門的な立場の方から話を聞くなどして、正しい情報の扱い方等について考えさせ、保護者に対しては、わが子への関心を高めるとともに、フィルタリングなどセキュリティの重要性について啓発しています。

○「東吉野村子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、子どもへの教育環境が充実していると思う割合は 40.0%と、前回調査の 23.1%と比較すると 16.9 ポイント増加しており、教育環境の整備が進んでいることが分かります。

施策の方向性

○子どもが安心して教育を受けることができる環境づくりを進めるとともに、基礎的な知識や学力はもちろん、豊かな感性や創造力、たくましさを身につけることのできる教育を推進します。

○それぞれの個性や特性に合わせた指導方法・指導環境に配慮するとともに、家庭や地域とも連携し、次代の親となる子どもの健全育成に努めます。

（１）生きる力を育成する教育環境の整備

主な施策	施策の内容
豊かな心を育む教育の推進	・東吉野こども園において、子どもが生命の大切さや多様性を認めあうことができるように、子ども一人ひとりの遊びの場面を大切にするとともに、お互いの遊びを尊重し、活動を認め合い協力し合う態度を育成します。 ・一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応し、子どもの人権を尊重する取り組みとして、桜井宇陀人権擁護委員協議会と連携した人権出前教室を開催し、人権を尊重する心の醸成を進めます。 ・東吉野こども園において、子どもが豊かな感性や創造力を養うことができるように、栽培活動や飼育活動など、体験活動を通して豊かな感性を培うとともに、自由遊びを大切にする中で創造性を高めます。 ・社会性や主体性を育むことができるように、情報教育や体験学習を進めるとともに、小・中学校との連携を深め、児童・生徒と園児の交流やふれあう機会を大切にします。 ・小・中学校において、教職員の研修を深めるとともに、年間計画に基づいた道徳教育を推進します。また、人権に関わる様々な事象について考える場面を大切にするとともに、人権作文にも積極的に取り組むなど、学校教育全般を通じて人権教育に努めます。
社会性のある教育の推進	・小・中学校において、パソコンやタブレットの活用による調べ学習や自然観察を積極的に行うことで情報を活用する能力の向上を図るとともに、子どもを有害な情報から守るために有害情報を読み解く力の育成に努めます。 ・子どもの社会性や職業観の育成を図るため、中学生を対象に、飲食業やサービス業、こども園、官公署等において、職場体験学習を促進します。
特色のある教育の推進	・こども園では、外国語に慣れ親しむことを目的に、簡単な英語の歌や遊びを通した活動の充実を図ります。 ・小学校４年生以上を対象に、高見山登山を通し自分たちの村を知る機会を設けており、今後は四季を通して体験できる事等の導入についても検討をすすめます。 ・小・中学校において、学びの連続性を踏まえ、基礎学力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、子どもが学ぶことを楽しみ、自らの能力を伸ばしていくことができるよう、地域の人材や自然、文化、行事等を活用した特色ある学習内容の充実に努めます。

主な施策	施策の内容
個々の特性に応じた教育と支援の推進	・障がいのある子どもや、発達に遅れのある子どもの発達状況に応じた教育・保育をより一層充実させるため、特別支援教育巡回アドバイザーや奈良県教育委員会指導主事の指導を定期的に受けるとともに、専門職員等の人材の確保や各種研修会への参加を促進します。 ・特別支援教育については、関係機関との連携を強化し、個々のニーズや障がいの程度、発達段階に応じた適切な療育を受けることができるような就学指導を目指すとともに、就学後の相談体制の充実に努めます。
安全で快適な教育環境づくり	・東吉野こども園においては、挑戦、思考と創造、独創性を育む園庭の整備など遊びを通して学ぶ環境の確保に努めます。 ・インフォメールを有効に活用し、情報を各家庭に提供するなど、保護者と連携して、園児・児童・生徒の安全確保に努めます。

（２）家庭や地域の教育力の向上

主な施策	施策の内容
地域における教育の推進	・民生委員・児童委員、青少年の健全育成指導団体やスポーツ指導者等、子育てや教育に関係する地域団体や住民グループ等の情報交換や連携により、地域の教育力の向上に努めます。 ・東吉野こども園、小・中学校において、老人クラブ等との交流を促進するとともに、創造活動やクラブ活動等において、地域の高齢者の多様な経験や培われた技能の活用を推進します。
家庭の育児力づくりの支援	・子育てサロン「ぴよぴよサークル」において、その時の悩みに応じた相談を行い、必要な資料を提供しています。今後も子育てサロン「ぴよぴよサークル」を活用し、保護者の学習環境づくりを推進します。

（３）児童の健全育成と次代の親づくり

主な施策	施策の内容
健全育成のための環境づくり	・小・中学生を対象に、公民館等を活用した安全・安心な子どもたちの居場所（活動拠点）づくりを進めます。 ・青少年にかかわる関係機関、小・中学校、団体、地域住民が、青少年の健全育成について予防的視点を大切にし、共通の理解と認識を深めるための情報交換や研修の開催に努めます。 ・子どもが悩みや不安を気軽に相談することができるよう、教職員や保健担当職員の研修に努めるとともに、関係機関との連携強化を図り、対応の充実に努めます。 ・スクールカウンセラーによる指導や、奈良県教育委員会指導主事の指導を受けながら、不登校や引きこもり、学習障がいなどの問題について、すべての教職員が同じ対応を進めるとともに、教職員等の研修に努めます。
メディア教育の推進	・子どもや保護者に対し、インターネット等情報メディアの扱いに関する注意事項について啓発を進めます。 ・情報メディアと子どもをめぐる様々な問題を考えるとともに、メディアを有効に活用できる能力を育成するための教育の推進に努めます。
次代の親の育成	・乳幼児とふれあうことにより、他者への関心を高めるとともに、いつくしみの心や思いやりの心を醸成することができるように、また、将来の親になった時に少しでも安心して子育てができるように、小・中学生や高校生、若者と乳幼児とのふれあい交流の機会の充実に努めます。 ・次代の親となる青年層に対し、子育ての楽しさを積極的にＰＲするとともに、親になる喜びや子育ての楽しさを体験することができるよう、未婚の青年と子育て中の若い世代との交流機会の提供に努めます。
出会いの創出	・婚活イベントを実施するなど、未婚の青年がパートナーに出会える機会の創出を推進します。

4 安全・安心な生活環境の確保

現状と課題

○子どもを狙った犯罪や子どもが巻き込まれる事故などから守り、安心して健やかに育つことができる環境づくりのため、教育・保育施設、学校、自治会、自主組織など、地域ぐるみの安全確保が重要となっています。

○子どもが安心して道路を利用できるよう、村内道路の点検を行い、危険箇所には交通安全施設や道路標識などを整備するとともに、施設の維持管理を適切かつ継続的に実施していくことが重要です。

○「東吉野村子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だと思う割合と青少年が健全に過ごせるまちだと感じる割合はそれぞれ 72.0%と高いものの、地域ぐるみで子どもを見守る体制ができていると思う割合は 32.0%と低くなっており、地域ぐるみで安全・安心な環境づくりが求められています。

施策の方向性

○本村の豊かな自然や受け継がれてきた伝統・文化を守りながら、子どもをはじめ、だれもが安心して快適に暮らすことのできる生活環境づくりを進めます。

○事故や犯罪を防ぐため、交通安全対策や家庭・公共機関・地域の連携による見守り体制の充実を進めるとともに、災害時の安全を確保するため、避難訓練や防災体制の徹底を図ります。

○子ども自身が自らの安全を守ることができるよう、交通安全、防災、防犯意識を高める指導を充実します。

（１）良好な生活環境の確保

主な施策	施策の内容
住みよい環境づくり	・子育て家庭をはじめ、だれもが快適に暮らすことができるよう、住宅のバリアフリー化についての相談・指導に努めます。 ・村道や橋梁の改良・補修を計画的に進めます。 ・豊かな自然を次世代に引き継ぐため、ごみの不法投棄防止を進めるとともに、環境啓発推進員を任命し、河川の美化などの総合的な環境保全対策を進めます。 ・地域住民の生活環境の保全を図るうえで適正な管理が行われていない空き家の計画的な適正管理を図り空き家等の利活用を促進します。 ・「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、だれもが利用しやすい公共施設の整備・改善を進めるとともに、民間・公益施設について改善を進めるため、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の啓発を進めます。
環境を守る教育の推進	・豊かな自然環境や歴史等について、子どもたちがその大切さ、重要性を理解し、引き継いでいくことができるよう、環境学習やふるさと学習を進めるとともに、美化活動等の取り組みを促進します。

（２）安全・安心なまちづくりの推進

主な施策	施策の内容
交通安全の推進	・歩道や信号機、横断歩道等の交通安全施設について、関係機関との連携により計画的に整備を進めるとともに、通学路における危険箇所対策検討会議を開催し、対策が必要な箇所について検討します。 ・地域ぐるみで交通安全運動を推進し、交通安全意識の啓発を図るとともに、東吉野こども園や小学校、集会所等において、交通安全教室や自転車教室等の開催に努めます。 ・子どもに配慮した運転や自転車の走行マナー、不法駐車等に関する意識の啓発を進めます。 ・子どもを車に乗せる時にはチャイルドシート等を利用するよう周知徹底するとともに、チャイルドシートのリサイクル活用等について検討を進めます。
犯罪や事件の防止	・東吉野こども園、小・中学校とも、校舎内への施錠を確実に行い、訪問者等についてインターホンで必ず確認するとともに、不審者対策については防犯カメラの設置や年に一度避難訓練を実施して、引き続き施設の防犯対策等安全性の確保に努めます。 ・犯罪を抑止するため、東吉野村連合ＰＴＡや地域団体等の協力による地域防犯パトロール、公用車による青色防犯パトロールを実施するとともに、公用車や商業車に「パトロール」のステッカーを貼るなどの取り組みを進めます。また、地域防犯協議会への防犯カメラ設置助成も実施します。 ・保護者や子育て関係団体等に対し、事件を防ぐための注意点等についての啓発を進めます。 ・東吉野こども園、小・中学校、集会所等において、子どもを対象にした防犯指導等を行い、犯罪に対する子どもの防衛能力の育成に努めます。 ・インフォメールを有効に活用し、情報を各家庭に提供するなど、保護者と連携して、園児・児童・生徒の安全確保に努めます。（再掲）

（３）防災対策の推進

主な施策	施策の内容
防災教育と啓発の推進	・消防署による防火教室（消火器の使い方や煙体験）や、避難訓練を定期的に実施しています。今後も東吉野こども園、小・中学校において、子どもを対象にした避難訓練や防災教育を推進します。 ・長期休業前の安全指導、地震・火災の避難訓練、消防署や警察署の指導のもと講習会等を実施しています。今後も東吉野こども園、小・中学校と地域が連携した避難訓練を実施し、地域が一体となった避難体制を構築します。 ・自治会ごとの自主防災組織が中心となって、地域での防災訓練等自主的な防災活動の取り組みを推進します。 ・障がいのある子どもや家族のいる家庭等、支援を必要とする人の情報の把握・整備を進めるとともに、緊急時に対応できる救助・避難誘導体制の確立を目指します。
災害発生に備えた環境整備	・災害時にだれでも容易に避難することができるよう、防災マップを配布、わかりやすい避難所標識の設置に努めるとともに、避難所の出入り口の段差解消やバリアフリーの整備に努めます。 ・災害時に障がいのある子どものいる家庭に、的確な災害情報を提供することができるよう、防災行政放送の活用等、情報機器や地域情報体制の強化に努めます。

5 仕事と家庭の調和の推進

現状と課題

○少子高齢化の進展や共働き世帯が増加し、今後、育児や介護といった家庭生活における男性の役割が増加する中、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮を支援する必要があります。

○ライフスタイルが多様化する中、あらゆる分野において女性の活躍を推進するには、特定の活動の選択に対し、中立的でない社会制度が存在する場合、その見直しを図っていくことが必要です。

施策の方向性

○仕事と家庭の両立を円滑に進められるよう、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、家庭のみならず、地域や事業所、教育の場における啓発を推進するとともに、父親が育児や子どもの行事に関わりやすい環境づくりを進めます。

○就労を望む子育て中の母親の生活形態に応じた就労支援に努めるとともに、多様化する保育ニーズに柔軟に対応し得る保育環境の整備と充実を進めます。

○関係機関と連携し、各種制度の周知を図るとともに、情報提供・相談体制の充実を図ります。

（１）男女共同参画の推進

主な施策	施策の内容
男女共同参画の啓発	・男女共同参画社会についての啓発と、固定的性別役割分担意識の解消、子育てに男女でかかわることの楽しさと必要性についての意識啓発を進めます。 ・東吉野こども園、小・中学校において、性別役割分担を考えさせ、男女がともに家庭生活を担うことの重要性についての理解・認識を深めるとともに、家庭での役割を家族で分担することの意義や重要性についての教育を推進します。 ・父親が育児や家事に参加する意義や重要性について啓発を進めます。 ・子どもに関わる行事に父親も参加することができるよう、時間帯や曜日等の工夫に努めます。 ・家庭でも男性が家事の役割分担を担えるよう男性料理教室を実施し、積極的に協力することができるような自信の習得に努めます。
事業主等への働きかけの推進	・男女がともに仕事と家庭・地域生活とを両立させ、いきいきとした生活を送ることの重要性について、住民や事業所・企業等に啓発します。 ・男女の育児・介護休業について、役場が率先して取得率の向上に努めるとともに、事業主等に働きかけます。

（２）仕事と家庭の両立支援

主な施策	施策の内容
就労支援と就労機会の創出	・奈良県のハローワーク等にチラシを設置し、これらの機関等との連携を図り、就職情報を提供しています。今後も奈良県のハローワークやしごとｉセンター等の紹介をはじめ、これらの機関との連携を図り、就職情報の提供に努めます。 ・ひとり親家庭の母親、就労困難者や再就職、新たな就職を希望する人等の職業能力の向上を図るため、関連講座の提供に努めるとともに、奨励制度の利用促進に努めます。 ・女性や高齢者の地域における活動等の事業化について、研究や支援の実施に努めます。
保育環境の充実	・６か月～２歳の就学前児童については、東吉野こども園の保育園部において保育環境の確保に努めていますが、引き続き就労等による様々な保育ニーズに対応することができるよう、一時預かり事業をはじめとする保育環境の充実に努めます。

6 すべての子どもと家庭への支援の推進

現状と課題

○いじめ・体罰、虐待などの子どもの権利を侵害するような事案の発生は、社会全体の認知が進んだことにより相談件数が増加しています。奈良県こども家庭課の統計によると、平成 30 年度における奈良県こども家庭相談センターと市町村を合わせた「奈良県における児童虐待相談への対応件数」は過去最多の 4,468 件となるなど、奈良県全体として大幅に増加しています（580 件増、対前年度比 14.9%増）。事案が発生した場合には、早期に権利救済へ動くことが必要であり、早期発見のための体制づくりや相談体制の充実が必要です。校園長会（毎月１回開催）においては、必ず園及び各学校における子どもたちの様子をはじめ、課題等について情報交換を行うとともに、園及び各学校との連携を密にしています。東吉野こども園、小・中学校においては、園児・児童・生徒の様子をよく観察し、子ども一人ひとりに変化等がないかを確認するなど、教職員間の連絡、各学校の様子等の情報交流を行っています。子どもたちをはじめ、子育てに悩む保護者への支援については、スクールカウンセラーが来校する日を知らせ、自由に教育相談を受けることができるよう努めています。

○障がいのある子どもが適切な支援に繋がるよう、東吉野こども園、小・中学校において情報交換会を実施するとともに、一人ひとりのニーズに応えられる（合理的配慮の提供をする）よう取り組むことが重要です。

○非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい方が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取り組みが重要です。また、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が求められています。

施策の方向性

○家庭の状況や子ども一人ひとりの特性の把握に努め、家庭内における児童虐待等の問題の早期発見やそれぞれの必要に応じた支援の推進を図ります。また、これらの支援には、地域や関係機関との連携が重要であることから、社会全体で子どもや子育て家庭を見守り支えるネットワークの構築を進めます。

○障がいのある子どもとその家族の支援については、村内の関係機関や奈良県の専門機関と連携を取りながら、一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細やかな支援を行います。

（１）児童虐待対策の推進

主な施策	施策の内容
虐待を防ぐ環境づくり	・母子手帳発行時から面接を行い、妊娠・出産・育児と一連の流れの中でその時の悩みに即した情報提供や、支援を行えるよう関わっています。今後も妊娠届から乳幼児健診、訪問指導等各種母子保健事業を通じて保護者や子どもの様子を見守り、保護者の育児ストレスを解消し、子育てが楽しく感じることができるよう、育児不安の軽減や育児に関する情報の提供等の支援に努めます。 ・健診等の未受診者は特に注意深く関わり、電話や訪問等で継続的に支援し、虐待が疑われるケースや子育てに不安を抱き孤立しているケースについては、面接相談や家庭訪問等による育児支援に努めます。 ・親子の関わりを確認し、過干渉や過保護は距離の取り方や関わり方に時間をかけて修正できるよう助言するなど、親子がともに自立することの大切さについて啓発を進めます。 ・夏休みの子育てサロン「ぴよぴよサークル」はきょうだいも参加できるように工夫するなど、親子が楽しく参加できる行事や交流機会の充実に努めます。 ・要保護児童対策地域協議会の調整機関機能の向上を図り、虐待対応力の向上を図るため、村の調整担当者の研修、児童虐待対応に関わる職員の研修を実施し、児童虐待対応における組織の強化に取り組みます。
早期発見と確実な対応の推進	・虐待に関する正しい知識や防止方法について、保護者や家族、地域住民に周知するとともに、住民を対象に早期発見、通報を促すため、奈良県が発行しているリーフレット等を使用し、知識の普及・啓発に努めます。 ・東吉野こども園、小・中学校、医療機関等の施設や乳幼児健診時等における虐待の発見を徹底するとともに、情報の一元化やケース検討、子どもの保護、保護者の指導等、早期対応を図るための支援体制の充実に努めます。

（２）ひとり親家庭等の支援の推進

主な施策	施策の内容
経済的負担の軽減	・０歳から 18 歳までの子どもの医療費の自己負担分を全額助成します。 ・ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、18 歳まで児童扶養手当の支給や医療費助成を行います（所得制限あり）。 ・ひとり親家庭等への就業支援、子育て支援、地域・生活支援、相談窓口等のパンフレットを設置し、案内等を行います。
自立支援の推進	・ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、奈良県のハローワークやしごと i センター等、関係機関の紹介を行います。 ・ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付制度、高等職業訓練促進給付制度等について周知し、雇用の促進に努めます。 ・ひとり親家庭の自立支援や疾病時に支援を行うため、家庭生活支援員を派遣し、食事や身の回りの世話を行う、奈良県の「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の周知・活用を図ります。

（３）障がいのある子どもと家庭への支援

主な施策	施策の内容
障がいの理念の啓発を推進	・「障がいのある子もない子もともに地域で育つことがあたりまえである」とするノーマライゼーションの理念の啓発を推進します。 ・障がいのある子どもの自立と社会参加を進めるため、地域のあらゆる人々が支援することが重要であることについて、住民に対する普及・啓発を進めます。 ・障害者権利条約に定める「合理的配慮」の理念の啓発と、その推進します。 ・相談支援活動で把握された課題については、「東吉野村地域自立支援協議会」で共有し、協議することで地域全体の支援体制のレベルアップを図ります。
障がいの早期発見・早期対応の推進	・乳幼児健診で障がいの早期発見に努めるとともに、訪問指導や育児相談等において保護者との情報交換や相談に適切に対応することができるよう、充実を図ります。 ・専門的医療が必要な乳幼児に対しては、保健所や関係機関等との連携による療育を推進します。
切れ目のない一貫した支援の推進	・障がいのある子どもやその保護者に対し、乳幼児から学校卒業まで一貫した相談支援体制の構築に努めます。 ・障がいのある子どもなどに対する福祉の向上を図るため、居宅介護、デイサービス、短期入所の福祉サービスの提供を行います。 ・日常生活の不便さを軽減するため、日常生活用具等給付事業や補装具費支給制度による支援を行います。 ・身体に障がいのある子どもが治療することで障がいの進行を防いだり、障がいの軽減が可能な場合に、必要な医療の給付を行う育成医療について周知し、利用の促進を図ります。
経済的支援の促進	・障がいのある子どものいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、特別児童扶養手当（所得制限あり）、障害児福祉手当（所得制限あり）、心身障害者医療費助成等の制度について周知し、利用の促進を図ります。

主な施策	施策の内容
特別支援教育の推進	・特別な支援を必要とする園児・児童・生徒については、就学前から適切な支援が切れ目なく行われるよう、東吉野こども園、小・中学校その他関係機関との連携を進めます。 ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会において、東吉野こども園の園長、小・中学校の校長、担任、特別支援コーディネーターが集まり、情報交換を行います。 ・東吉野村教育研究会での特別支援教育活動において、継続した取り組みや個人の生活シートを作成し、きめ細やかな記録を引き継ぎ、指導に役立てます。 ・保健所や子ども発達支援センターなどの専門機関と連携しながら相談体制の充実に努めます。 ・特別な支援を必要とする児童・生徒の立場になり、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導や支援を行う体制をさらに充実させることで、児童・生徒の持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善及び克服に努めます。

第5章 事業量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、その区域ごとに、令和２年度から令和６年度までの５年間の利用ニーズ（＝「量の見込み」）、村として提供する「確保の内容と実施時期」（＝「確保の方策」）を定めることとされています。

必須記載事項

１	教育・保育提供区域の設定
２	各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
３	各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
４	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容
５	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

区域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案するとともに、地域の実状に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域を定めることとなっており、本村においては、各事業の提供区域は単一区域と設定します。

単一区域のもとで「量の見込み」と「確保の方策」は、「子ども・子育て支援給付」の対象となっている教育・保育事業及び「地域子ども・子育て支援事業」の対象となっている 13 の事業に関して定めます。

1 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策

（１）就学前児童の認定区分の概要

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。

認定区分には以下の３区分があり、保育を必要とする事由に該当する者は、子どもの年齢に応じて２号認定又は３号認定を受けます。１号認定は、保育の必要性の有無に関わらず認定を受けることができます。

認定区分	年齢	保育の必要性	対象者	対象施設・事業
１号	３～５歳	不要	満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定子ども以外のもの	幼稚園
２号	３～５歳	必要	満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園（保育利用）
３号	０～２歳	必要	満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園（保育利用） 地域型保育（小規模保育所等）

（２）教育・保育の量の見込みと確保の方策

（単位：人）

	令和２年度					令和３年度				
	１号認定	２号認定		３号認定		１号認定	２号認定		３号認定	
		教育利用	保育利用	０歳	１・２歳		教育利用	保育利用	０歳	１・２歳
① 量の見込み	12	0	1	4	9	16	0	1	2	6
② 確保方策合計	12		1	4	10	16		1	4	10
幼稚園	12		-	-	-	16		-	-	-
保育所	-		0	0	0	-		0	0	0
地域型保育事業	-		0	4	10	-		0	4	10
その他事業	-		1	0	0	-		1	0	0
③差引（②-①）	0		0	0	1	0		0	2	4

	令和４年度					令和５年度				
	１号認定	２号認定		３号認定		１号認定	２号認定		３号認定	
		教育利用	保育利用	０歳	１・２歳		教育利用	保育利用	０歳	１・２歳
① 量の見込み	12	0	1	2	4	13	0	1	2	4
② 確保方策合計	12		1	4	10	13		1	4	10
幼稚園	12		-	-	-	13		-	-	-
保育所	-		0	0	0	0		0	0	0
地域型保育事業	-		0	4	10	0		0	4	10
その他事業	-		1	0	0	0		1	0	0
③差引（②-①）	0		0	2	6	0		0	2	6

	令和６年度				
	１号認定	２号認定		３号認定	
		教育利用	保育利用	０歳	１・２歳
① 量の見込み	8	0	1	2	4
② 確保方策合計	8		1	4	10
幼稚園	8		-	-	-
保育所	0		0	0	0
地域型保育事業	0		0	4	10
その他事業	0		1	0	0
③差引（②-①）	0		0	2	6

確保の方策

①教育利用に対する確保の方策

１号認定対象児童については、東吉野こども園の幼稚園部において確保します。また、２号認定対象児童による幼稚園部の利用希望者についても、東吉野こども園の幼稚園部において確保します。

②保育利用に対する確保の方策

３号認定対象児童については、東吉野こども園の保育園部（地域型保育事業の小規模保育事業）において確保に努め、２号認定対象児童については、特例施設利用として、東吉野こども園の幼稚園部において確保に努めます。

なお、広域利用の希望については、該当する自治体との調整により、確保に努めます。

（３）教育・保育の質の向上

これまでの幼児期から小・中学校まで一体的な教育が実施されてきた特色を生かし、必要に応じて小学校・中学校と連携を図り、質の高い教育・保育を実施します。

（４）教育・保育の無償化の円滑な実施について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、保護者が施設・事業を選択する時に役立つよう、対象となる施設や給付方法等について十分な情報提供を行い、保護者の経済的負担の軽減や利便性の向上に努めます。

２ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

（１）時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

項目	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	10	9	6	6	6
確保方策	人	10	9	6	6	6

確保の方策

東吉野こども園の保育園部により確保に努めます。

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ/学童保育）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

項目		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み合計		人	24	22	22	24	25
	低学年	人	13	10	15	11	15
	高学年	人	11	12	7	13	10
確保方策		人	24	22	22	24	25

確保の方策

現在実施している学童保育において確保に努めます。

また、放課後児童対策として、国の進める「新・放課後子ども総合プラン」実施に向けての取り組みに努めます。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

ひとり親家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助事業です。

項目	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策	人日	0	0	0	0	0

※人日：１年間における延べ利用日数

確保の方策

計画期間における量の見込みがないため、現段階では事業の実施予定はありません。

（４）地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

項目	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人回	10	10	10	10	10
確保方策	か所	1	1	1	1	1

※人回：１年間における延べ利用回数

確保の方策

子育てサロン「ぴよぴよサークル」において確保に努めます。

（５）一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園等において、在園児を対象に正規の教育時間終了後や長期休業中等に、園児を保育する事業です。

項目		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み合計		人日	1,850	2,780	1,980	1,720	1,700
	１号認定	人日	1,850	2,780	1,980	1,720	1,700
	２号認定	人日	0	0	0	0	0
確保方策		人日	1,850	2,780	1,980	1,720	1,700

※人日：１年間における延べ利用日数

確保の方策

東吉野こども園の幼稚園部の預かり保育において確保に努めます。

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

保育所等において、一時的に保育が必要となった就学前児童を保育する事業です。

項目	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人日	1	5	6	7	8
確保方策	人日	1	5	6	7	8

※人日：１年間における延べ利用日数

確保の方策

東吉野こども園の保育園部において確保に努めます。

（６）病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

項目	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策	人日	0	0	0	0	0

※人日：１年間における延べ利用日数

確保の方策

計画期間における量の見込みがないため、現段階では事業の実施予定はありませんが、広域委託も含めた検討を進めます。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と、子育ての援助をしたい人（まかせて会員）が集まって、お互いに助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。

項目	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
確保方策	人日	0	0	0	0	0

※人日：１年間における延べ利用日数

確保の方策

計画期間における量の見込みがないため、現段階では事業の実施予定はありません。

（８）利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

項目	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	か所	0	0	0	0	0
確保方策	か所	0	0	0	0	0

確保の方策

実施予定はありませんが、情報提供や相談への対応、事業の利用調整等については、住民福祉課において対応に努めます。

（９）妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

項目	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	4	3	3	2	2
確保方策	人	4	3	3	2	2

確保の方策

住民福祉課において実施し、各年度の必要量を確保します。

（10）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

項目	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	4	3	3	2	2
確保方策	人	4	3	3	2	2

確保の方策

住民福祉課において実施し、各年度の必要量を確保します。

（11）-1　養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助等を行う事業です。

項目	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	1	1	1	1	1
確保方策	人	1	1	1	1	1

確保の方策

住民福祉課において実施し、各年度の必要量を確保します。

（11）-2　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて事業内容等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

実費徴収に係る補足給付を行う事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて助成内容等を検討し、実施に向けて調整を図ります。

（13）多様な主体の参入を促進する事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

多様な主体の参入を促進する事業について、現段階では実施予定はありませんが、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が生じた際には実施できるよう調整を図ります。

3 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対しては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの権利と発達を保障し、良質かつ適切な内容及び水準で子ども・子育て支援を提供する役割を求めていきます。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を検討します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたり、子ども・子育て支援法第 60 条第１項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画で、「子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」とされました。

本村では、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、適切な給付を行うため、村内外の教育・保育施設と協働し適切な給付を実施します。

第6章 計画の推進体制

1 庁内における推進体制

本計画を着実に推進していくために、関係部局や関係機関・団体等との連携のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、総合的かつ効果的な実施を図ります。

2 住民参加による推進体制

本計画を実施するにあたり、住民の理解と参加が不可欠なため、本計画の実施状況を広報等でよりわかりやすく周知し、情報を共有することで住民の参加と協力が得やすい体制の整備を行います。

1 東吉野村子ども・子育て会議設置条例

平成 26 年3月 14 日
条例第１号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、東吉野村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第 77 条第１項各号に掲げる事務を処理するとともに、村長の諮問に応じて本村の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

２　子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び重要事項に関し、必要に応じて村長に建議することができる。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者の中から、村長が委嘱する。

（１）行政関係者

（２）村議会の議員

（３）子どもの保護者

（４）子ども・子育て支援に関係する事業に従事する者

（５）学識経験のある者

（６）その他、村長が必要と認める者

（委員の任期等）

第４条　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に、会長及び副会長各一人を置き、委員の中から互選する。

２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに副会長がともに欠けたときは村長が招集する。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務）

第７条　子ども・子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

（委員の報酬及び費用弁償）

第８条　委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 33 年東吉野村条例第 17 号）の規定を適用する。

（その他）

第９条　全各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が村長の同意を得て定める。

附　則

この条例は、平成 26 年４月１日から施行する。

2 東吉野村子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属・役職	氏名	備考
行政関係者	副村長	米川　浩	副会長
	教育長	峠　隆司	
議会代表	厚生建設経済委員長	清須　智成	
子どもの保護者	東吉野こども園ＰＴＡ会長	富本　忠寛	
	東吉野小学校ＰＴＡ会長	中　裕子	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	東吉野こども園園長	小南　睦子	
	東吉野小学校校長	田畑　吉一	
学識経験のある者	帝塚山大学教授	清水　益治	会　長
その他、村長が必要と認める者	主任児童委員	松本　朝子	令和元年11月30日任期満了
		松田　勝代	令和元年11月30日任期満了
		坪井　純子	令和元年 12 月 1 日指名
		竹川 都志子	令和元年 12 月 1 日指名

第２期東吉野村子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

東吉野村　住民福祉課
〒633－2492 奈良県吉野郡東吉野村大字小川 99 番地
TEL 0746－42－0441／FAX 0746－42－0446